

岩手県告示第 220 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

短期入所生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人孝仁会	宮古市崎楸ヶ崎第 9 地割大石 39 番地 27	ショートステイおうしゅく	岩手郡雫石町鶯宿第 9 地割 67 番地 1	平成 19 年 2 月 15 日